

保育施策の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年10月1日

提出者

浅野俊雄
福田正明
原成充
絲原徳康
中村芳信
藤間恵一
吉田政司

細田重雄
森山健一
五百川純寿
小沢秀多
田中八洲男
中島謙二
山根成二

佐々木雄三
洲浜繁達
岡本昭二
大屋俊弘
園山繁一
池田一
生越俊一

(別紙)

保育施策の充実を求める意見書

わが国の少子高齢化の進行は、人口減少時代に突入するなど厳しい状況にあり、少子化対策は、社会の存立基盤に大きな影響を与える重要な課題となっている。

本県の保育現場では、労働条件の厳しさや給与水準の低さから人材確保が困難な状況が続いており、保育の質の向上や人材確保を図るためにも、これらの課題解決に向けた対策の強化が必要な状況にある。

このような中、1人1人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されようとしているが、制度の円滑な実施に必要なと見込まれる財源の目処が立っていない状況にある。

新制度における「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であり、「量的拡充」を支える保育人材を確保するためにも、処遇改善や職員配置の改善などの「質の改善」は重要である。「質の改善」を含めた充実した子ども・子育て支援が可能となるよう、十分な財源が確保されるべきである。

「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」を推進するため、保育施策の充実がより一層図られるよう要望する。

記

1 民間保育所運営費について

保育の質の向上を図り、保育の地域格差を生じさせないためにも、民間保育所運営費については、国庫負担の一般財源化、またその方向性について強く反対する。

2 保育の質の向上並びに人材確保について

新制度のもとにおいても、現行の最低基準による制度を堅持しつつ、更に保育の質の向上につながるよう職員配置の充実並びに処遇改善を要望する。

- (1) 主任保育士、事務職員の専任配置並びに保育所での食育活動や乳幼児のアレルギーへのきめ細かい対応のための栄養士の配置
- (2) 職員の処遇改善のための費用の運営費への積算と恒常的な支弁
- (3) 保育の質の向上のための財源の確保

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

【平成26年10月10日原案可決】